

## ○福島県景観条例

平成十年三月二十七日  
福島県条例第十三号  
最終改正 平成二十二年十月八日

福島県景観条例をここに公布する。

### 福島県景観条例

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 県の景観形成施策
  - 第一節 景観計画の策定(第六条)
  - 第二節 行為の規制等(第七条—第十七条)
  - 第三節 景観重要建造物等(第十八条—第二十一条)
  - 第四節 公共事業に関する景観形成(第二十二条)
  - 第五節 景観形成のための支援(第二十三条—第二十五条)
- 第三章 県民等の景観形成活動(第二十六条・第二十七条)
- 第四章 福島県景観審議会(第二十八条—第三十条)
- 第五章 雑則(第三十一条)
- 附則
  - 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、県土の景観形成に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項及び景観形成に関する施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、美しい県土の形成に資することを目的とする。

(平二一条例二二・一部改正)

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 景観形成 優れた景観を保全し、又は創造することをいう。
- 二 景観計画 法第八条第一項に規定する景観計画をいう。
- 三 景観計画区域 法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。
- 四 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

(平二一条例二二・一部改正)

#### (県の責務)

第三条 県は、調和と均衡のとれた県土の景観形成を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### (県民の責務)

第四条 県民は、建築物の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら景観形成に努めるとともに、県及び市町村が推進する景観形成に関す

る施策に協力しなければならない。

(平二一条例二二・一部改正)

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動の景観に与える影響が大きいことを認識し、自ら景観形成を図るために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が推進する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(平二一条例二二・一部改正)

## 第二章 県の景観形成施策

### 第一節 景観計画の策定

(平二一条例二二・全改)

第六条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該景観計画の案(以下「計画案」という。)を公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による公告を行うときは、あらかじめ、景観計画を定めようとする趣旨及び内容を周知させるための説明会を開催するものとする。
- 3 第一項の規定による公告がされたときは、当該公告に係る景観計画区域の住民並びに当該景観計画区域に存する土地の所有者及び当該景観計画区域に存する土地について地上権、賃借権その他の土地を使用する権利を有する者は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、計画案について知事に意見書を提出することができる。
- 4 知事は、計画案について広く意見を聴く必要があると認めるとき又は計画案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催するものとする。
- 5 知事は、景観計画を定めるに当たっては、福島県景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、知事は、第三項の意見書の提出があったとき又は前項の公聴会を開催したときは、その内容の要旨を福島県景観審議会に報告するものとする。
- 6 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(平二一条例二二・全改)

### 第二節 行為の規制等

(平二一条例二二・全改)

(届出を要する行為)

第七条 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の伐採
- 三 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆たい積
- 四 水面の埋立て又は干拓

(平二一条例二二・全改)

(行為の届出)

第八条 法第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した規則で定

める届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。  
(平二一条例二二・全改)

第九条 景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号)第一条第二項第四号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 法第十六条第一項第一号に掲げる行為にあつては、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、外観の仕上げ材料、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書
- 二 法第十六条第一項第二号に掲げる行為にあつては、築造面積、構造、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める図書  
(平二一条例二二・全改)

(届出を要する事項)

第十条 法第十六条第一項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 二 行為の完了予定日
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
(平二一条例二二・全改)

(変更届)

第十一条 法第十六条第二項の条例で定める事項は、設計又は施行方法(その変更により同条第一項の規定による届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるものに係るものを除く。)とする。

- 2 法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前条第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る行為を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
(平二一条例二二・全改)

(適用除外行為)

第十二条 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法第十六条第一項第一号から第三号まで又は第七条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの
- 二 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
  - ア 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十条第三項若しくは第六項(同法第十六条第四項で準用する場合を含む。)又は第十六条第三項の認可、同法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可、同法第三十三条第一項の規定による届出及び同法第三十九条第三項若しくは第六項(同法第四十一条第四項で準用する場合を含む。)又は第四十一条第三項の認定に係る行為
  - イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十三条の二第一項又は第二百七条第一項の規定による届出に係る行為
  - ウ 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第十条第三項又

は第六項の認可、同条例第二十一条第三項の許可、同条例第三十一条第一項の規定による届出及び同条例第三十七条第三項又は第六項の認定に係る行為

エ 福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十一条第一項又は第二十七条第一項の許可及び同条例第九条第一項(同条例第二十八条で準用する場合を含む。)、第二十条又は第二十一条第一項の規定による届出に係る行為

三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆たい積のうち、当該堆たい積をする日から起算して九十日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの

四 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

五 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐

六 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(平一五条例一四・平一七条例六三・一部改正、平二一条例二二・旧第十三条繰上・一部改正、平二二条例十・一部改正、平二二条例五一一部改正)

#### (公表)

第十三条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 知事は、第一項の公表をしようとするときは、必要に応じ、福島県景観審議会の意見を聴くことができる。この場合において、知事は、前項の意見又は意見書の内容を福島県景観審議会に報告しなければならない。

(平二一条例二二・追加)

#### (特定届出対象行為)

第十四条 法第十七条第一項の条例で定める行為は、法第十六条第一項第一号及び第二号に規定する届出を要する行為とする。

(平二一条例二二・全改)

#### (変更命令等の手続)

第十五条 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じ、福島県景観審議会の意見を聴くことができる。

(平二一条例二二・追加)

#### (行為の完了の届出)

第十六条 法第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(平二一条例二二・旧第十五条繰下・一部改正)

#### (経過措置)

第十七条 景観計画において景観計画区域又は法第八条第二項第三号に規定する事項(以下この条において「制限事項」という。)を変更する際に法第十六条第一項又は第二項

の規定による届出がされている行為であって、その変更により制限事項に適合しなくなったものに対する当該景観計画区域及び制限事項の適用については、なお従前の例による。

(平二一条例二二・追加)

第三節 景観重要建造物等

(平二一条例二二・全改)

(景観重要建造物の指定等)

第十八条 知事は、法第十九条第一項に規定する景観重要建造物(以下単に「景観重要建造物」という。)の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする建造物の所在地を管轄する市町村の長及び福島県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(平二一条例二二・全改)

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第十九条 法第二十五条第二項に規定する基準は、次のとおりとする。

- 一 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持するものであること。
- 二 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずるものであること。
- 三 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検するものであること。

(平二一条例二二・全改)

(景観重要樹木の指定等)

第二十条 知事は、法第二十八条第一項に規定する景観重要樹木(以下単に「景観重要樹木」という。)の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木の所在地を管轄する市町村の長及び福島県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(平二一条例二二・全改)

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第二十一条 法第三十三条第二項に規定する基準は、次のとおりとする。

- 一 剪定、下草刈りその他の景観重要樹木の良好な景観を保全するために必要な管理を行うものであること。
- 二 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検するとともに、病虫害の駆除その他の措置を行うものであること。

(平二一条例二二・全改)

第四節 公共事業に関する景観形成

(平二一条例二二・旧第五節繰上・全改)

第二十二条 知事は、公共事業(国又は地方公共団体が実施する建設事業その他の事業をいう。以下この条において同じ。)に関する景観形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めなければならない。

- 2 県は、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針を遵守しなければならない。
- 3 知事は、国又は他の地方公共団体に対し、公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。
- 4 知事は、公共事業景観形成指針を決定し、変更し、又は廃止するに当たっては、福島

県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(平二一条例二二・旧第二十六条繰上・一部改正)

第五節 景観形成のための支援

(平二一条例二二・旧第六節繰上・全改)

(財政上の措置)

第二十三条 県は、景観形成の施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二一条例二二・旧第二十七条繰上・一部改正)

(援助及び啓発)

第二十四条 県は、県民及び事業者が行う景観形成のための措置又は活動について、必要に応じ、技術的又は財政的な援助を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民及び事業者に対し、県土の景観形成に関する知識の普及等の啓発を行うものとする。

(平二一条例二二・旧第二十八条繰上・一部改正)

(市町村の景観形成施策に対する支援)

第二十五条 県は、市町村が当該市町村の特性にふさわしい景観形成の推進を図れるよう支援するものとする。

(平二一条例二二・追加)

第三章 県民等の景観形成活動

(優良景観形成住民協定)

第二十六条 土地の所有者及び建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の所有を目的とする地上権、賃借権その他の土地を使用する権利を有する者が当該土地について一定の区域を定め、当該区域における景観形成に関し次に掲げる事項を定めた協定を締結したときは、その代表者は、知事に対し、当該協定が県土の景観形成に資するものである旨を認定するよう、規則で定めるところにより、申請することができる。

一 協定の名称、目的及びその対象となる土地の区域に関する事項

二 建築物又は工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項

三 協定の有効期間に関する事項

四 協定の変更及び廃止に関する事項

五 その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

2 知事は、前項の規定による申請に係る協定が次に掲げる要件を満たしているときは、当該協定に係る区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴き、規則で定めるところにより、優良景観形成住民協定として認定するものとする。

一 相当規模の一団の土地の区域を対象としていること。

二 県土の景観形成に資するものであると認められること。

三 協定の有効期間が五年以上であること。

3 知事は、前項の規定により認定した優良景観形成住民協定の内容を公表するものとする。

(平二一条例二二・旧第三十一条繰上・一部改正)

(特定事業者景観形成協定)

第二十七条 知事は、県土の景観形成を図る上で特に必要があると認めるときは、その事業の用に供する土地の面積の合計が三千平方メートルを超える事業者に対し、知事と当該土地に係る景観形成に関する協定(以下「特定事業者景観形成協定」という。)を締結するよう求めることができる。

- 2 特定事業者景観形成協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 特定事業者景観形成協定の名称、目的及びその対象となる土地の区域に関する事項
  - 二 建築物又は工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項
  - 三 特定事業者景観形成協定の有効期間に関する事項
  - 四 特定事業者景観形成協定の変更及び廃止に関する事項
  - 五 その他特定事業者景観形成協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項
- 3 知事は、特定事業者景観形成協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。  
(平二一条例二二・旧第三十二条繰上・一部改正)

第四章 福島県景観審議会

(設置及び権限)

第二十八条 知事の附属機関として福島県景観審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、県土の景観形成に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、県土の景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。  
(平一七条例一一四・一部改正、平二一条例二二・旧第三十三条繰上・一部改正)

(組織)

第二十九条 審議会は、委員十八人以内で組織する。

- 2 委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。  
(平二一条例二二・旧第三十四条繰上)

(委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二一条例二二・旧第三十五条繰上)

第五章 雑則

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例一一四・旧第三十七条繰下、平二一条例二二・旧第三十八条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第六条から第九条まで、第

十七条、第二十六条、第四章及び第五章の規定は、平成十年四月一日から施行する。  
(福島県リゾート地域景観形成条例の廃止)

2 福島県リゾート地域景観形成条例(平成元年福島県条例第七十号。以下「リゾート景観条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成十一年五月三十一日までに第十一条第一項各号に掲げる行為又は大規模行為に着手しようとする者については、第十二条第一項又は第二十条第一項の規定は、適用しない。

4 平成十一年四月一日(以下「施行日」という。)前にリゾート景観条例第七条第一項又は第四項の規定によりなされた届出(施行日以後に着手することとなった行為に係る届出に限る。)は、景観形成重点地域に指定された地域に係る届出にあつては第十一条第一項又は第四項の規定によりなされた届出と、景観形成重点地域に指定された地域以外の地域に係る届出にあつては第十九条第一項又は第四項の規定によりなされた届出とみなす。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

(平21条例22・追加)

法第16条第7項第11号の規定に基づく届出を要しない行為

1 景観計画区域(景観形成重点地域を除く。)における場合

(1) 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築又は移転	高さ13メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10平方メートル以下

(2) 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模	
工作物の新設又は移転	ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5メートル以下
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(オに掲げるものを除く。)	高さ13メートル以下
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20メートル以下
	カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ13メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下
キ 観覧車、ジェットコースター、		

	<p>メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設</p> <p>ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設</p> <p>コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設</p> <p>サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設</p> <p>シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの</p>	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10平方メートル以下

### (3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000平方メートル以下かつ <sup>のり</sup> 法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下

### (4) 法第16条第1項第4号関係

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000平方メートル以下かつ <sup>のり</sup> 法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下
木竹の伐採	すべて
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の <sup>たい</sup> 堆積	高さ3メートル以下かつ <sup>たい</sup> 堆積の用に供される土地の面積500平方メートル以下
水面の埋立て又は干拓	面積3,000平方メートル以下かつ <sup>のり</sup> 法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下

## 2 景観形成重点地域における場合

### (1) 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計10平方メートル以下
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下

### (2) 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模
工作物の新設、増築、改築若しくは	ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、高さ1.5メートル以下

移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	塀その他これらに類するもの	
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。） ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ5メートル以下
工作物の新設、増築、改築又は移転	カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設 ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ5メートル以下かつ築造面積10平方メートル以下
	上記カからシまでに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る面積の合計が10平方メートル以下

(3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積300平方メートル以下かつ <sup>のり</sup> 法面の高さ1.5メートル以下

(4) 法第16条第1項第4号関係

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積300平方メートル以下かつ <sup>のり</sup> 法面の高さ1.5メートル以下
木竹の伐採	高さ10メートル以下かつ伐採面積300平方メートル以下
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の <sup>たい</sup> 堆積	高さ1.5メートル以下かつ <sup>たい</sup> 堆積の用に供される土地の面積100平方メートル以下

水面の埋立て又は干拓	面積300平方メートル以下かつ <sup>のり</sup> 法面の高さ1.5メートル以下
------------	--

備考 景観形成重点地域とは、景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で重要な区域として景観計画で定めるものをいう。

附 則(平成一五年条例第一四号)

この条例中第十三条第三号アの改正規定は平成十五年四月一日から、その他の改正規定は同年七月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第六三号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。  
(福島県景観法施行条例の廃止)
- 2 福島県景観法施行条例(平成十七年福島県条例第百十五号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際改正前の福島県景観条例(以下「改正前の条例」という。)第十一条第一項若しくは第四項又は第十九条第一項若しくは第四項の規定によりされた届出に係る行為であって、その行為が完了していないものについては、改正後の福島県景観条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(準備行為)
- 5 改正後の条例第二条第二号に規定する景観計画及び改正後の条例第二十二条第一項に規定する公共事業景観形成指針の策定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例第六条及び第二十二条の規定の例により行うことができる。

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。